#### <個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## <処分の概要>

不利益処分の名称	物件移転費用等の納付命令
処 分 権 者	町長
根拠規定	土地収用法第 128 条第 3 項

#### <処分基準/聴聞・弁明手続>

基準規定	土地収用法第 102 条、第 102 条の 2 第 1 項、第 128 条第 1 項・第 2 項・第 3 項
処 分 基 準	■設定 □未設定 以下の場合には、土地収用法第102条の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者に対し、あらかじめ納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。 (1) 町長が、土地収用法第102条の2第1項の規定により町長が土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を徴収することができないとき。 (2) 徴収することが適当でないと認めるとき。
参考資料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

#### <個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## <処分の概要>

不利益処分の名称	物件移転費用等の納付の督促
処 分 権 者	町長
根拠規定	土地収用法第 128 条第 4 項

<処分	<処分基準/聴聞・弁明手続>			
基	準	規	定	土地収用法第 128 条第 4 項・第 5 項
処	分	基	準	■設定 □未設定  土地収用法第128条第4項の規定によって通知を受けた者が通知された期限を経過しても納付すべき金額を完納しないときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促するものとする。
参	考	資	料	
聴問	聞・弁	<b>沖明</b> 司	手続	
備			考	
設	5	定	日	平成 27 年 10 月 31 日

#### <個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## <処分の概要>

不利益処分の名称	物件移転費用等の納付命令(第 128 条第 3 項準用)
処 分 権 者	町長
根拠規定	土地収用法第 138 条第 1 項

#### <処分基準/聴聞・弁明手続>

基準規	見定	土地収用法第 102 条、第 102 条の 2 第 1 項、第 128 条第 1 項・第 2 項・第 3 項
処 分 割	<b>基</b>	■設定 □未設定 以下の場合には、土地収用法第102条の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者に対し、あらかじめ納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。 (1) 町長が、土地収用法第102条の2第1項の規定により町長が権利(同法第5条に規定する地上権、永小作権、地役権、採石権、質権、抵当権、使用貸借又は賃貸借による権利、その他土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利)若しくは立木(同法第6条に規定する土地の上にある立木)、建物その他土地に定着する物件、土石砂れき(同法第7条に規定する土地に属する土石砂れき)を引き渡し、移転するに要した費用を徴収することができないとき。 (2) 徴収することが適当でないと認めるとき。
参考資	資 料	
聴聞・弁明	月手続	行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外
備	考	
設 定	B	平成 27 年 10 月 31 日

#### <個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## <処分の概要>

不利益処分の名称	物件移転費用等の納付の督促(第 128 条第 4 項準用)
処 分 権 者	町長
根拠規定	土地収用法第 138 条第 1 項

#### <処分基準/聴聞・弁明手続>

			2141 7	
基	準	規	定	土地収用法第 128 条第 4 項・第 5 項
処	分	基	準	■設定 □未設定  土地収用法第5条に掲げる権利若しくは同法第6条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合又は同法第7条に規定する土石砂れきを収用する場合において、第138条第1項において準用する土地収用法第128条第4項の規定によって通知を受けた者が通知された期限を経過しても納付すべき金額を完納しないときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促するものとする。
参	考	資	料	
聴聞	引・弁	年明月	—— 手続	
備			考	
設	5	定	日	平成 27 年 10 月 31 日